のような資金調達取引(以件各契約」)に基づき、次件各契約」)に基づき、次件各契約」)に基づき、次件のような資金調達取引(以下「本本のような資金調達取引(以下「本本のような資金調達取引)を検討

A社に譲渡することとし

保として本件社債を外国法

人であるルクセンブルクに

入資金を調達するため、担

東京支店が発行した25億ポ

先であるグループ外の

め、X社の従前からの

取引

下「本件資金調達取引」)

融資する資金を調達するた た。そしてA社は、本店に

を行った。 X社の本店は、

地判令和4・2・1 (バー

債」)を引き受け、その購

ドの社債(以下「本件社

ここでは、まず前掲東京

の収益の帰属

はじめ

1

得を生み出す資産の所有者ら生ずる収益の帰属は、所ら生ずる収益の帰属は、所とに疑いの余地 いる」。 かは、 定されるものと考えてよい を特定することにより、判 全ての権利を保有している 有者は、その資産に関する いる。一般に、資産の所え方に基づくものとされて た裁判例の多くも、この考 説が通説とされている。ま と経済的帰属説の2つの 釈としては、法律的帰属 であろう²。 能性の見地から法律的帰属 解がある。これらの説のう 定する所得税法12条の 実質所得者課税の原則 は、法的安定性や予測可いずれの説を採用する 見

有者とその資産の権利からしかしながら、資産の所

2

上)の権利者が分離している場合から生ずる収益の法律上(私法資産の所有者とその資産の権利

るのか、という所得の人的 分離している事案におい律上(私法上)の権利者が 判所Web(令和3年(行 帰属の判断基準の問題を考 の権利から生ずる収益の法 は、これらの裁判例を素材 近の注目すべき裁判例とし 察することとする。 コ) 第64号) がある。 本稿 大阪高判令和4・7・20裁 年(行ウ) をともなうことが少なくな る収益の帰属の判定は困難 る事案では、資産から生ず 生ずる収益の法律上 て、その収益が誰に帰属す に資産の所有者とその資産 、3。 この問題に関する最 ①東京地判令和4・2 裁判所Web(令和2 権利者が分離してい 第271号、②

のの、その支払義務の名目当初、B社に支払われたも(以下「本件利子」)は、 を変えて、最終的には、A ある。前掲東京地判は、以 得税が課されるかどうかで が、A社に帰属し、源泉所本件の争点は、本件利子 により、本件社債の利子た。このような一連の取引 れるというものであった。社を経由して本店に還流さ 社の英国子会社C社から貸 A社に融資する資金を、X 法人B社に担保として本件 子の実質所得者が本店であ 下のとおり判示し、本件利 付けを受ける方法で調達し 社債を譲渡した。B社は、

件資金調達取引に至る経緯の帰属先のほか、本件資金本件利子に係る経済的損益本の仕組み、本本性資金を持ちます。 考慮すべきものと解され など諸般の事情を総合的に 件資金調達取引の実施状況 あるいは関係者の認識、本 を判断するに当たっては、 ある本件利子の実質所得者 ると認定した。 (Ⅰ)「本件の課税物件で

び本件利子については本店表においても、本件社債及件各契約の関係者の財務諸 の要素としていたこと、本を取得させることを不可欠ず、一定の手数料収入のみ としては計上されていな され、A社の資産又は収益 の資産又は収益として計上 況には一切悪影響を与え は、…A社やB社の財務状(Ⅱ)「本件資金調達取引

係において、本件資金調 こととなった。」

係者間における一貫した共 もこれに沿う形で行われて 調達取引の実際の実施状況 本件資金調達取引を行う関 可欠の要素であることは、 資金調達取引を実施する不 していることのほか、本件属するという仕組みを採用 通じて、最終的に本店に帰 き、法的な権利義務関係を 関する経済的な損益につ いるものである。 通認識であって、本件資金 店に帰属させることが本件 社債等に係る損益を全て本 る収益を含む本件社債等に においては、本件利子に係 (Ⅲ)「本件資金調達取引

り、B社あるいはA社が当ら、B社あるいは、本件利子に係に鑑みれば、本件利子に係 のが相当であり、本店が本の法律関係であると認める調達取引の関係者間の真実 ないというのが、本件資金該収益を支配するものでは あるいは関係者の認識、 件資金調達取引の実施状況 資金調達取引の仕組み、 損益の帰属先も含めた本件 件資金調達取引に至る経緯 本

所得の

アメリカ)人的

帰属の議論連邦所得税法に

お ける

下、日本の会計基準との関
「A社については、X社の 完全子会社という立場の ことが認められる。」 本件資金調達取引に関わるいわば手段(導管)として 取引がB社においてパス・ スルーとして取り扱われる ような仕組みとするための 達

かかる本件利子の経済的

件利子の実質所得者である :

阿部雪子 【中央大学商学部教授】

というべきである。」

支配し、自らの欲求を満たことのできる所得の処分をている者が、自ら受領する

にあったと認定し、夫に使な支配力を行使できる立場ライセンス契約に係る広範を妻に譲渡した後も、その

において、結を切り離し、

贈与した事案

その子に償還期限前の利札社債の所有者である父親が

得の源泉を

所有又は支配し 結論として「所

て、夫が、ライセンス契約

より譲渡した事案におい

における全ての権利、 における全ての権利、権法し、そのライセンス契 、及び権益を、妻に無償

属の判断基準 利 から生ずる収益 の

かにした。 利子が帰属することを明ら 得を処分した父親に社債の 得の源泉を支配し、その所

が可能である」と述べて、

所得を他者に処分すること

用料が帰属するとした。以

すための手段として、その

前掲大阪高判と同様に、所

利の譲渡者は、譲渡資産や事件判決は、「資産又は権上のとおり、Sunnen

課

判決はき、発邦最高裁S

発明の特許権者

unnen事件

案として、

、1948年に連続の分離の事

るような十分な権原及び支 取り扱うことが合理的であ 税上、所得の帰属者として その所得の受領につき、

配力を保持している

同様に、

である夫が

自ら代表取締

ということが所得の人的帰

power and control)

(retains sufficient

属の重要な考慮要素である

ととを明らかにした。

役を務めるSunnen社

に基づくライセンス契約をとの間で特許権の使用許諾

3

 $\widehat{\underbrace{\coprod}_{\circ}}$ 用いた上で、本店に社債の 収益の帰属を判断するにあ地裁は、社債の利子に係る のといえるであろう(判旨 債に係るリスクを負担して 権利を保持し、また本件社 り、本件利子の収益に係るこでは、支配の認定にあた かにした(判旨(Ⅲ))。そ利子が帰属することを明ら たり「支配」という基準を 属の考慮要素として重視す う点につき、所得の人的帰 いるのは誰であるのかとい きことを明確に示したも 裁は、社債の利子に係る 上記のとおり、 前掲東京

大阪高判令和4・7・20が離している事案として前掲上(私法上)の権利者が分上(私法上)の権利者が分上(私法上)の権利者が分別を表して前掲表に、前掲東京地判と同 ある。 当該土地を使用貸借した ていた父親が、その子らにを営んで賃料収入を取得し 権に基づき不動産賃貸事業 法定果実の収取を承諾 本件は、土地の所

> 論として、父親が土地の法れた。前掲大阪高判は、結れた。前掲大阪高判は、結れた。前掲大阪高判は、結 者として享受すべき収益していたこと自体、所有権定果実収取権の付与を継続 支配していると判示しるとして父親がその収益を 承継させた事案であり、 を、子らに自ら無償で処分 した結果であると評価でき その事業をその子らに そ

高裁も、 るリスクを実質的に負担し 保持しているのは誰である権」に係る収益を実質的に きことを明らかにしたこと の判断要素として重視すべ いう点を、所得の人的帰属 のか、不動産賃貸事業に係 っては、「法定果実収取いた上で、その認定にあた 様に、支配という概念を用 ているのは誰であるのかと 『裁も、前掲東京地判と同注目すべきことは、大阪

5 おわりに

る。このような問題を解決は、困難を来す場合があに帰属するのかという判定の資産から生ずる収益が誰 律上(私法上)の権利者がの権利から生ずる収益の法資産の所有者と当該資産 するためには、所得の人的 帰属に関する判断基準を明 分離して 確にすることが必要であろ いる事案では、そ

的実質に即して判断すべき あるのか、といった点を法 リスクを負担するのが誰で であろう。 保持し、その収益に関する 資産の収益の権原を十分に るのは誰であるのか、その 法律関係を明らかにするこ ずる収益を実質的に支配す とにより、その資産から生 う。そのためには、真実の

7頁、水野忠恒『大州明(上)』526頁 9巻1号102頁、阿部

成と解金子宏

527

4 7 頁。 雪子・速判解〔法セ増刊〕

であろう5。

and Means 82d Cong H.R.Rep.No.586 Committee on Ways

有者に帰属し、(ii)人的産から生ずる所得はその所の帰属をめぐり、(i)財

いる。

るという原則が承認されて

ビスを提供する者に帰属す

サービスからの所得はサー

Η

Orst事件判決は?、 1940年に連邦最高裁

8 C.I.R v.Sunnen,333 311 U.S.112 (1940)) U.S.591 (1948)

首藤重幸〔判批〕税研3帰属法理の分析と展開』。 4頁、田中晶国『所得の

2号(2024・1) 阿部雪子・ジュリ159 32号245頁

Helvering v. Horst, 1st Sess, at 33(1951).

Colum, L. Rev(1933) Stanley S. Surrey, 33